

## 学生支援ポリシー(スチューデントサポートポリシー)

学生総合支援統括委員会

### 趣旨

神奈川工科大学は、「建学の理念」、「学則」、「教育目的と教育目標」、「教育の方針」および、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに基づき、多様な価値観をもった学生が、明るく充実した学生生活を送れる環境を提供し、その中で、学生一人ひとりの可能性を見出し、良い素養を伸ばすことができる「力と自信がつく教育」を実践することで、学生自身が成長し将来の進路決定のための支援を徹底して行うために、学生支援ポリシーを定め実践することとする。

### 基本方針

学生にとって質の高い生活空間(キャンパスおよび課外活動に関連する諸施設等)を整備しつつ、「学修支援」、「学生生活支援」、「キャリア支援」、「経済的支援」の4つの支援を柱とし、個々の支援から包括的な学生支援を実現する体制を整備する。これを背景として、学生一人ひとりが円滑に学修を継続できるよう支援を進めるとともに、それらの支援活動をもとに学生の大学への帰属意識も高める狙いもある。また、各種支援について情報交換や情報共有を行い、入学から卒業まで連携した総合的な学生支援体制を構築し展開することとする。

### 学修支援

#### <目的>

近年の学生の多様化を背景とし、学修支援に関して、すべての学生に等しく教育機会を提供することを目的とし、学生一人ひとりが学修を継続的に円滑に進めていくことができ、本学の教育方針に沿ったディプロマポリシーを学修成果として達成できるよう学修支援するための取り組みを実施することを目的とする。

#### <方針>

学修支援に関しては、次の事項を方針として支援を進める。

- a) 学修に関して、学生が必要とする学修支援を教学組織と各部署が連携し、教員と職員が一体となって実施する。
- b) 学生が自ら意欲的に学修を進めることができるよう教育設備環境の整備に努める。
- c) 成績不振者、留年者、休・退学者について、その状況把握と分析を行い、関係する各組織が連携して適切な対応を行う。
- d) 各種資格講座や留学、プロジェクト教育プログラム等、学生の積極的な学びを後押しする。
- e) 公務員および教員志望者については、低学年からの学修支援を実施する。
- f) 障害のある学生に対して支援体制を整備し、それぞれの学生に配慮した学修環境を提供する。
- g) 図書館や基礎教育支援センターを自発的な学習の「場」として位置づけ、情報リテラシー能力の向上を推進するとともに、ICT環境を整え、活用できる学びの場を提供する。

### 学生生活支援

#### <目的>

学生生活支援は、学生の人権尊重を基本とし、学生一人ひとりが心身ともに健康で、かつ安全で安心した学生生活を送るために必要な環境を整備し、豊かな人間性を育成し、主体的に活動できるよう学生生活支援の取り組みを実施することを目的とする。

#### <方針>

学生生活支援に関しては、次の事項を方針として支援を進める。

- a) 安心・安全な学生生活を実現するための支援を実施する。
- b) 学生が抱える様々な問題に対して安心して学生生活が継続できるような支援を実施する。
- c) 課外活動を促進するための支援を実施する。
- d) 社会人としての自立に向けた支援を実施する。
- e) 留学生に対する総合的な支援を実施する。

## キャリア支援

### <目的>

キャリア支援は、進路および職業選択に際し、主体的にキャリアの意思決定に取り組めるよう、親身な相談対応と的確な情報提供を行うことを目的とする。

### <方針>

キャリア支援に関しては、次の事項を方針として支援を進める。

- a)就職活動におけるプロセスをサポートし、企業情報や採用動向などを収集して情報提供を行う。
- b)青年期における発達課題に寄り添う親身な相談対応と、多様化する学生へのより個別化した相談体制を展開する。
- c)就職試験に対する実践的な支援を行う。
- d)外国人留学生の日本企業への就職実績を高める。
- e)公務員および教員志望者については、低学年からの意向把握に基づいた就職支援を展開する。
- f)大学院生の高度な専門的知識と研究能力が発揮できる就職支援を展開する。

## 経済的支援

### <目的>

学生の経済的な不安を解消するべく、各種奨学金制度、修学支援新制度等を整備し、学生が安心して学業と学生生活に専念できるよう経済的な支援の取り組みを実施することを目的とする。

### <方針>

経済的支援に関しては、次の事項を方針として支援を進める。

- a)学生の経済的な状況に対応した相談・助言・指導を行い、さらに「消費者教育」との連携により体制を強化する。
- b)各種奨学金制度の充実およびその周知を強化し、学生が適切な理解のもとに奨学金の給付・貸与が受けられる支援体制を整備する。
- c)ティーチングアシスタント制度に加え、自らの成長と経済的支援に繋がるスチューデント・ジョブ制度により、大学院進学のを機会を創出する一助とする。
- d)アルバイトの紹介等の実施を充実させ、アルバイト紹介情報ネットワークの運用や地域企業などからの求人紹介に関する運用を充実させる。

## 障害のある学生の支援について

学生総合支援統括委員会

神奈川工科大学は、障害者基本法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、障害のある学生及び入学希望者に対して、合理的な配慮の提供を含む学生支援を行うため「神奈川工科大学障害学生支援規程」(2018年4月制定)に基づき、神奈川工科大学障害学生支援検討委員会(以下、支援検討委員会)、学生サポート室を設置しています。

支援検討委員会は、障害のある学生に対し不当な差別的な取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援の推進を図るとともに、学科・事務部署間の調整を行ない具体的な支援計画を策定します。支援計画の策定、決定にあたっては、学生からの支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係学科・事務部署と協議し、個別に支援計画を策定し、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意を形成し決定します。なお、障害学生への支援に関わっている者は、正当な理由なく、障害のある学生および障害学生支援に関して知り得た個人的情報を漏らすことはしません。

学生サポート室は、具体的支援の実施にあたって関係学科・事務部署間の連絡、学外機関との連携を図り、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障害学生および支援スタッフからの相談に応じ、具体的支援の課題の解決に努めます。

[相談・問合せ窓口]

在学生

学生サポート室 場所:K2 号館 3F

電話 046-291-3106

[お問合せフォームから](#)

(お問い合わせカテゴリは「学生課」を選択してください。)

受験予定者・入学予定者

入試課

場所:K2 号館 2F

電話 046-291-3000

[お問合せフォームから](#)

(お問い合わせカテゴリは「入試課」を選択してください。)

### 受験および修学上の配慮申請について

受験および修学上の配慮を希望される場合は、本学指定様式を印刷し必要事項をご記入の上、出願開始日1か月前までに、入試課宛にご提出ください。

▶ [受験および修学上の配慮申請書 PDF](#)

(本学における合理的配慮の提供による学生支援事例)

※支援内容に関しては、ご本人と相談を通して合意形成し決定します。

【入学試験】

大学構内への乗用車での入構/試験時間の延長/別室受験/試験室入口まで補助者同伴/拡大鏡の使用/拡大文字問題冊子の使用/監督指示事項の文字伝達/座席を前方に配置/座席を出入口付近に配置/試験時間中の帽子の着用/円座の使用/試験時間中の服薬 等

【学生生活全般】

大学構内への通学用乗用車入構・駐車/大学構内への補助者乗用車入構・駐車/介助者入構・控室用意/パソコンテイク配置/音声文字翻訳/教材等ルビ振り支援/講義録音/講義板書写真撮影/教室内座席配慮/レポート等提出期限延長/実験・実技科目サポート学生配置/成績評価試験時間延長/成績評価試験別室受験/定期個別面談による課題等スケジュール管理支援/定期カウンセリング実施/面接による自立と成長を促す直接的な支援/多機能トイレ改造/障害のある学生を対象とする就職支援情報の提供、就職支援、支援機関の紹介/外部関係機関との連携・調整 等